

# 羽幌町強靱化計画



令和2年6月

羽幌町

## 【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	2
第2章	羽幌町強靱化の基本的考え方	
1	羽幌町強靱化の必要性と目標	3
2	本計画の対象とするリスク	4
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	8
第4章	羽幌町強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラム策定の考え方	25
2	施策推進の指標となる目標値の設定	25
3	推進事業の設定	25
	【羽幌町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】	26
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	49
2	計画の推進方法	49
【別表】	羽幌町強靱化のための推進事業一覧	50

# 第1章 はじめに

---

## 1 計画の策定趣旨

---

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、羽幌町においても、日本海沿岸地震・津波の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

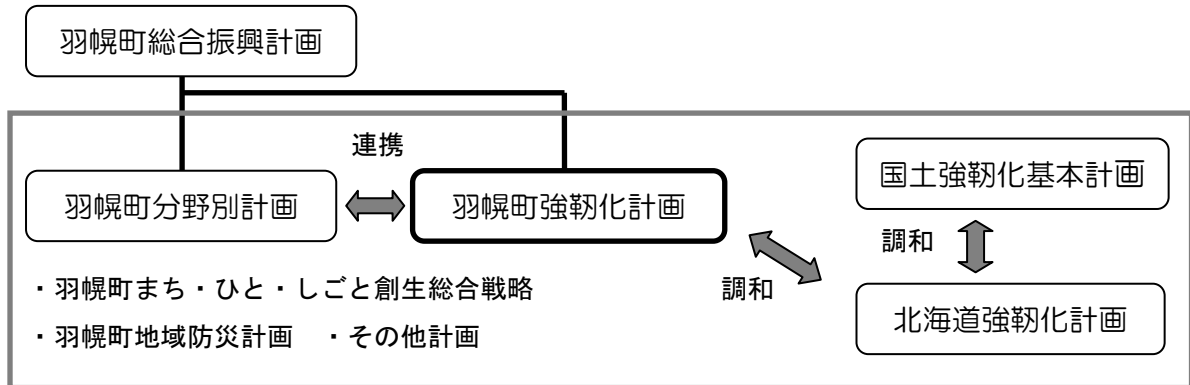
この間、羽幌町においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、「羽幌町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組が強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、羽幌町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、羽幌町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「羽幌町強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域防災計画をはじめとする羽幌町の分野別計画の国土強靱化に関する指針であるとともに、北海道や民間事業者等による取組を含め、羽幌町における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針として位置づける。



## 第2章 羽幌町強靱化の基本的考え方

---

### 1 羽幌町強靱化の必要性と目標

---

羽幌町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

羽幌町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、羽幌町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、町民の生命と財産のほか、本町の主な産業である農業・漁業による生産をはじめ、加工、流通、消費等の一連の経済活動を守るなど、次の3つを羽幌町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### 羽幌町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と羽幌町社会経済システムを守る
- (2) 羽幌町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 羽幌町の持続的成長を促進する

## 2 本計画の対象とするリスク

---

羽幌町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と羽幌町の社会経済システムを守る」という観点から、羽幌町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、羽幌町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

### 2-1 羽幌町における主な自然災害リスク

#### (1) 地震・津波

- 太平洋沖における海溝型地震
  - ・根室沖における30年以内にM7.8~8.5程度の地震発生確率は、80%程度（2018年2月地震調査研究推進本部長期評価）
  - ・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は34.6m（2012年太平洋沿岸津波浸水予想図）
- 北海道日本海沿岸の津波浸水想定（2017年2月北海道日本海沿岸における津波浸水想定公表について）
  - ・10m以上の津波高となるのは21市町村（最大津波高は26.9m）
  - ・海岸線における津波影響開始時間（±20cm）が最短で10分以内となるのは24市町村
- 内陸型地震（2018年全国地震動予測値図）
  - ・道内の主要活断層は13箇所
  - ・黒松内低地断層帯の発生確率・・・M7.3程度以上、30年以内に2%~5%以下
  - ・サロベツ断層帯の発生確率・・・M7.6程度、30年以内に4%以下
- 過去の被害状況
  - ・北海道南西沖地震（1993年）・・・M7.8、最大震度6（推定）  
最大遡上高30m以上、死者・行方不明者229人
  - ・十勝沖地震（2003年）・・・M8.0、最大震度6弱、最大津波高2.55m  
死者・行方不明者2人
  - ・北海道胆振東部地震（2018年）・・・M6.7、最大震度7  
死者44人

## (2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に 2016 年 8 月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7 号・9 号・10 号・11 号）に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生（死者 4 人・行方不明者 2 人、住宅被害は、全壊 39 棟、半壊 113 棟）
- 1991 年から 2017 年の間に、47 の竜巻等が発生（2006 年、佐呂間町で発生した竜巻では、9 人の死者が発生）

## (3) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 人の死者が発生

## 2-2 町外における主な自然災害リスク

### (1) 首都直下地震

- 発生確率・・・M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定・・・死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

### (2) 南海トラフ地震

- 発生確率・・・M8～M9 クラス、30 年以内に 70～80%程度
- 被害想定・・・死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

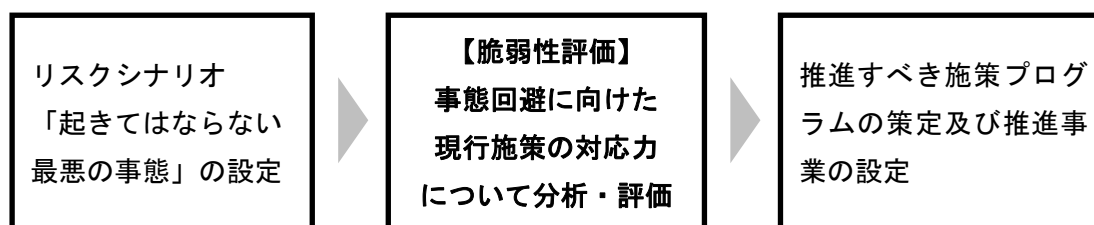
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

羽幌町としても、本計画に掲げる羽幌町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、羽幌町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた羽幌町の対応力についても、併せて評価

### 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など羽幌町の地域特性を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、羽幌町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。



【リスクシナリオ 21の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

### 3 評価の実施手順

---

前項で定めた21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価結果

---

評価結果は次のとおり。

#### 羽幌町強靱化に関する脆弱性評価

##### 1 人命の保護

##### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

###### 【評価結果】

###### (住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等のうち、民間住宅の耐震化率は58.1%に止まっていることから、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設や体育施設など不特定多数が集まる施設の耐震化は59%となっており一定の進捗が見られるが、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、適切に維持管理を行う必要がある。

###### (建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「羽幌町公共施設マネジメント計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 老朽化した公営住宅の計画的な建替え、修繕等を実施する必要がある。

#### (避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 現在、設定している避難場所について、避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の確保や住民周知を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定を促進し、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や備蓄倉庫について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

#### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

#### (その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	61% (R1)
・小中学校の耐震化率	75% (R1)
・社会福祉施設の耐震化率	35% (R1)
・社会体育施設の耐震化率	100% (R1)
・福祉避難所の指定状況	1施設 (R1)
・指定緊急避難所 56 箇所・指定避難所 8 箇所	(R1)

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### （土砂災害警戒区域等の指定）

- 土砂災害特別計画区域及び土砂災害警戒区域の指定は、北海道が実施する基礎調査等の結果に基づく指定を推進するとともに、羽幌町防災ハザードマップの適時の修正に合わせ、広報・ホームページ等で周知する必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 土砂災害特別警戒区域指定数 13箇所
- ・ 土砂災害警戒区域指定数 23箇所
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済

## 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### （津波避難体制の整備）

- 新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じたハザードマップや避難計画の見直しをはじめ、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保も含めた避難体制の強化を推進する必要がある。
- 現在、指定している緊急避難場所や避難所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制や住民への周知を一層図っていく必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については概ね完了しているが、今後新たな津波浸水予想地域の想定など情勢の変化があった場合は、それに応じた看板等の整備を行う必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 津波ハザードマップの作成状況 作成済（H29）
- ・ 津波非難計画の策定状況 策定済（H31）
- ・ 緊急避難場所の指定状況 56箇所
- ・ 避難所の指定状況 1施設
- ・ 福祉避難所の指定状況 1施設

#### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

##### 【評価結果】

##### （洪水・内水ハザードマップの作成）

- 北海道が作成する、市町村の洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる洪水浸水想定区域図の一層の活用を図るなど、内水も含めた町のハザードマップの作成及び防災訓練の実施を促進する必要がある。

##### （河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、築堤、放水路の整備、ダム、遊水地の整備などの治水対策について、効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 台風や豪雨等の大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| ・ 浸水（洪水・内水）ハザードマップの作成 | 未作成    |
| ・ 管理用小水力発電を導入した町管理ダム  | 0基（R1） |

#### 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

##### 【評価結果】

##### （暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、各道路管理者（国、道）と連携し、地域住民のほか海外からの観光客を含め、きめ細やかに提供する必要がある。

##### （防雪施設の整備）

- 点検による要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

##### （除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、市町村）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者にお

ける財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

#### 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

##### 【評価結果】

##### （積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機の備蓄整備など、避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

##### 【指標（現状値）】

##### ・暖房器具等の備蓄状況（R1）

毛布	1,385 枚
発電機	24 基
ポータブルストーブ	77 台
災害用トイレ	28 基

#### 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

##### 【評価結果】

##### （関係機関の情報共有化）

- 現在、北海道においては「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対応連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、市町村及び関係機関間で防災情報を共有しているが、老朽施設の更新や未整備箇所の整備など同システムの機能強化を図る必要がある。

- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、更新期を迎えている北海道と道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策が必要である。
- 災害関連情報を確実に収集し、他の行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

#### **(住民等への情報伝達体制の強化)**

- 国のガイドラインが改正されたことから、本町における避難勧告等の発令基準の改定について進める必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民への災害情報の伝達方法について、従来から活用している防災行政無線や緊急速報メールだけでなく、「Lアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民に不安を与えないよう、道警や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

#### **(観光客、高齢者等の要配慮者対策)**

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導を行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受け入れ体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定など対策を推進する必要がある。

#### **(帰宅困難者対策の推進)**

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

**(地域防災活動、防災教育の推進)**

- 地域防災力の向上に向け、北海道が現在取り組んでいる「防災教育アドバイザー制度」などを活用し、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

**【指標（現状値）】**

・ 自主防災組織の組織状況	3 組織・組織率 10% (H30)
・ 防災行政無線の整備状況	更新予定 (R2)
・ 防災訓練の実施状況	津波避難訓練 年 1 回 総合防災訓練 年 1 回



## 2 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 【評価結果】

##### (物資供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 北海道ボランティアセンターをはじめとする関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備が必要である。

##### (非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分の生活必需品の備蓄や非常電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定締結件数（民間企業・団体、行政機関） 18件（R1）
- ・ 非常用物資の備蓄状況 ※暖房器具は1-6に記載
  - 食料（アルファ化米） 3,221食
  - 飲料水 5,486リットル
  - アルミマット 432枚

### 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### 【評価結果】

##### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

**(自衛隊体制の維持・拡充)**

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3,000人(延べ83万人)の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の道内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

**(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)**

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について推進する必要がある。

**【指標(現状値)】**

・消防団員数(R1)	羽幌地区	108人
	天売地区	40人
	焼尻地区	34人

**2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺**

**【評価結果】**

**(保健所機能の充実)**

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けられることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

**(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)**

- 適温食や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、寝床やトイレ環境の向上、感染症蔓延防止のための医療用防護服及びマスクの確保など避難所における良好な生活環境の整備の推進のほか、車中など避難所以外への避難者への対応方法についても検討する必要がある。

**(被災時の保健医療支援体制の強化)**

- 災害時の病院機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用医療資機材の整備など所要の対策を早急に図る必要がある。

**(災害時における福祉的支援)**

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん、風しんワクチン）の接種率（R1）
  - 1期 85.7%
  - 2期 100.0%
- ・ 医療用防護服 100着（R2）
- ・ N95規格マスク 0枚（R2）

### 3 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### 【評価結果】

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 防災訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化と職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 消防団は地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化など、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など対応拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 町の業務継続体制については、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。
- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「ICT 部門の業務継続計画」に基づく取組を計画的に進める必要がある。
- 市町村の業務遂行の重要な手段として利用されている ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、本町における ICT 部門の業務継続計画(IT-BCP)の策定を促進する必要がある。

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、相互応援協定の枠組みに沿って、他自治体との広域応援・受援体制の更なる強化を図る必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 | 0% |
| ・ 消防署の耐震化率           | 0% |

## 4 ライフラインの確保

### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### 【評価結果】

##### （再生可能エネルギーの導入拡大）

- 北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など、地域住民との調和を図りながら関連施策の推進を加速する必要がある。

##### （石油燃料供給の確保）

- 災害時において活動車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体との間で協定や覚書を締結しているが、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・再生可能エネルギー導入量（天売小中学校）			
[発電分野]	設備容量	14.8kw	(R1)
	発電電力量	9935kwh	(R1)
[熱利用分野]	熱量	2.0254GJ	(R1)

### 4-2 食料の安定供給の停滞

#### 【評価結果】

##### （食料生産基盤の整備）

- 北海道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

##### （農水産業の体質強化）

- 現在、北海道の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

#### （食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる販路の開拓・拡大、農水産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

#### （農産物の産地備蓄の推進）

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 農業就業人口 308 名（H27）
- ・ 水田における農地の大区画化（1ha 以上）の割合 約 60%（R1）

### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### 【評価結果】

##### （水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場などの水道施設の耐震化や浸水対策、老朽化対策を進めているが、いずれも進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

##### （下水道施設等の防災対策）

- 地震発生時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化を進めているが、施設の改築・更新など計画的な維持管理が欠かせなく、今後、増大してくる老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

**【指標（現状値）】**

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ・下水道BCPの策定状況          | 策定済（H28）  |
| ・下水道ストックマネジメント計画の策定状況 | 策定済（H30）  |
| ・浄化槽のうち合併浄化槽の設置率      | 38.9%（R1） |

**4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止****【評価結果】****（交通ネットワークの整備）**

- 災害時において、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避する必要があるため、物資や人員の移動に重要な幹線道路となる国道や道道の強靱化のほか、緊急輸送道路及び避難路等についても、関係機関と協力し計画的に整備していく必要がある。

**（道路施設の防災対策）**

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施し、必要に応じ関係機関に要望するとともに、災害時に重要となる避難路上などの橋梁の耐震化についても、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行い、適切に維持管理を実施する必要がある。

**【指標（現状値）】**

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ・橋梁長寿命化修繕計画の策定状況 | 策定済（H25 策定、R1 見直し） |
| ・道路等の点検率         | 100%（R1）           |
| ・橋梁の点検率          | 100%（R1）           |
| ・橋梁の補修状況         | 63 橋中 5 橋（H27～R1）  |

## 5 経済活動の維持

### 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

##### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化してきており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、企業立地を促進するための取組を強化する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・リスク分散による企業立地件数 0件（H27～R1）

### 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

#### 【評価結果】

##### (港湾の機能強化)

- 災害時における離島地域への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾施設の整備を推進するとともに、耐震化、液状化及び老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

##### (陸路における流通拠点の機能強化)

- 本町は南北に縦長に広がる管内地域の中心部に位置し、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点として重要な役割を果たしているが、被災した場合の代替機能の確保が困難であるため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・羽幌港港湾BCPの策定 未策定（R1）



## 6 二次災害の抑制

### 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

#### 【評価結果】

##### (ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となる農業用ため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく必要な対策を推進するとともに、浸水予測図に基づく防災重点ため池のハザードマップの作成等を進める必要がある。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握し、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める必要がある。

### 6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

#### 【評価結果】

##### (森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

##### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 町有林における人工林の面積 514ha (H30)
- ・ 農地、農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 4件 (R1)

## 7 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

##### （災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

##### （地籍調査の実施）

- 災害後の迅速な復旧・復興を円滑に進めるため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1)
- ・ 地籍調査進捗率 50.4% (R1)

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

#### 【評価結果】

##### （災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

##### （行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制強化を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 町内建設業就業者の構成比 7.3% (H27)

## 第4章 羽幌町強靱化のための施策プログラムの策定等

---

### 1 施策プログラムの策定の考え方

---

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、羽幌町における強靱化施策の取組方針を示す「羽幌町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

---

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 推進事業の設定

---

施策推進に必要な各事業のうち、羽幌町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

## 【羽幌町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した21のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ 当該施策の推進に関わる取り組み主体（国、道、町、民間の4区分）を各施設の末尾に〔 〕書きで記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない

### 1. 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### （住宅、建築物等の耐震化）

- 「羽幌町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、耐震診断が義務付けられているホテルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者等による耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕

##### （建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、町〕

##### （避難場所の指定・整備・普及啓発）

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。〔道、町〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。〔道、町、民間〕

- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の实情に応じた施設整備を計画的に促進する。[国、道、町]

**(緊急輸送道路等の整備)**

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

《指 標》

・住宅の耐震化率	61% (R1) ⇒ 95% (R6)
・小中学校の耐震化率	75% (R1) ⇒ 100% (R7)
・社会福祉施設の耐震化率	35% (R1) ⇒ 57% (R6)
・社会体育施設の耐震化率	100% (R1) ⇒ 現状を維持する。
・福祉避難所の指定状況	1 箇所 (H28) ⇒ 現状を維持する。
・指定緊急避難場所の指定状況	56 箇所 (H28) ⇒ 必要に応じ整備する。
・指定避難所の指定状況	8 箇所 (H28) ⇒ 必要に応じ整備する。

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

防災対策事業【総務】

庁舎等管理事業【総務】

民間賃貸集合住宅建設促進助成事業【地域】

公営住宅建設事業【町民】

老人福祉センター整備事業【福祉】

道路事業【建設】

天売高齢者支援センター整備事業【健康】

焼尻小・中学校建替え事業【学校】

天売複合施設建設事業【学校】

公民館建替え事業【社教】

社会教育施設管理事業【社教】

焼尻総合研修センター建設事業【焼支】

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### (土砂災害警戒区域等の指定)

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害警戒区域等の指定状況等について住民周知を図る。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・土砂災害特別警戒区域の指定 13箇所⇒ 基礎調査結果に基づき指定する。
- ・土砂災害警戒区域等の指定 23箇所⇒ 基礎調査結果に基づき指定する。
- ・土砂災害ハザードマップの作成 作成済  
⇒ 指定区域ごとに作成する。

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

防災対策事業【総務】

舗装修繕事業【建設】

橋梁長寿命化事業【建設】

森林整備事業【農水】

民有林除間伐奨励事業【農水】

町有林管理事業【農水】

天売島共生保安林管理事業【農水】

### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### (津波避難体制の整備)

- 日本海沿岸における現行の津波浸水想定について、国において調査が進められている断層モデルなどの科学的知見をもとに、最大クラスの津波を想定した新たな津波浸水想定の設定を順次行うとともに、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定を推進する。[道、町]
- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。[道、町]
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、津波避難計画等に基づき整備を促進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

- |                  |           |                 |
|------------------|-----------|-----------------|
| ・ 津波ハザードマップの作成状況 | 作成済 (H29) | ⇒ 必要に応じて改訂を行う。  |
| ・ 津波避難計画の策定状況    | 策定済 (H31) | ⇒ 必要に応じて見直しを行う。 |
| ・ 緊急避難場所の指定状況    | 56箇所⇒     | 必要に応じて見直しを行う。   |
| ・ 避難所の指定状況       | 8箇所⇒      | 必要に応じて見直しを行う。   |
| ・ 福祉避難所の指定状況     | 1箇所⇒      | 必要に応じて見直しを行う。   |

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

防災対策事業【総務】

舗装修繕事業【建設】

橋梁長寿命化事業【建設】

天売複合施設建設事業【学校】

焼尻小・中学校建替え事業【学校】

公民館建替え事業【社教】

社会教育施設管理事業【社教】

焼尻総合研修センター建設事業【焼支】

#### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

##### (洪水・内水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップの作成や、防災訓練等の実施を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を推進する。[国、道、町]

##### (河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤、ダム、水路の整備などの治水対策について、近年の大  
雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 台風や豪雨等の大雨による内水浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場や  
雨水管渠などの下水道施設の整備を推進する。[国、道、町]

##### 《指 標》

- ・ 洪水・内水ハザードマップの作成 未作成  
⇒ 必要に応じて作成する。
- ・ 管理用小水力発電を導入した町管理ダム 0基 (R1)  
⇒ 必要に応じて導入の検討を行う。

《推進事業》※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

防災対策事業【総務】

舗装修繕事業【建設】

橋梁長寿命化事業【建設】

基幹水利施設管理事業【農水】

国営造成施設管理事業【農水】



## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]

### (防雪施設の整備)

- 点検による要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、町]

### (除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名  
除排雪事業【建設】

## 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○ 本町が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。[道、町、民間]

#### 《指 標》

##### ・暖房器具等の備蓄状況

毛 布 1,385 枚 (R1) ⇒ 2,000 枚 (R6)

発電機 24 基 (R1) ⇒ 30 基 (R6)

ポータブルストーブ 77 台 (R1) ⇒ 80 台 (R6)

災害用トイレ 28 基 (R1) ⇒ 50 基 (R6)

《推進事業》※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名  
防災資機材購入事業【総務】

## 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### (関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市町村が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、本町における衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進する。[道、町]

### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。[道、町]
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災情報伝達システムの整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。[国、道、町、民間]
- 民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転・整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策や地域コミュニティFM局との連携を促進する。[国、道、市町村、民間]
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。[国、道、町]

### (観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化、ホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。[国、

道、町]

**(帰宅困難者対策の推進)**

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、町、民間]

**(地域防災活動、防災教育の推進)**

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

《指 標》

- ・ 自主防災組織の組織状況            3 組織 (R1)    ⇒   10 組織 (R6)
- ・ 防災行政無線の整備            携帯電話通信網を利用した防災情報通信基盤の整備 (R2)
- ・ 防災訓練の実施状況            総合防災訓練 年 1 回、津波避難訓練 年 1 回  
⇒ 実施内容を工夫しながら継続して実施する。

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

防災対策事業【総務】

防災情報伝達システム整備事業【総務】

北海道防災行政ネットワーク更新整備事業【総務】

情報通信基盤施設管理運営事業【地域】

舗装修繕事業【建設】

橋梁長寿命化事業【建設】

観光誘客推進事業【商工】

学校関連施設管理事業【学校】

防災教育推進事業【学校】

## 2 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の長期停止

#### (物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- 災害時の連携も含め他市町村との自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。[道、町、民間]
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。[道、町、民間]

#### (非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道内の各振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]
- 要配慮者向けも含め、市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、道及び市町村による啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。[道、町、民間]

#### 《指 標》

- ・ 防災備蓄計画の策定状況 策定済 (H26) ⇒ 必要に応じて見直しを行う。
- ・ 非常用物資の備蓄状況 (R1) ※暖房器具については1-6に記載
  - 食料 (アルファ化米) 3,221 食 ⇒ 4,000 食 (R6)
  - 飲料水 5,486 リットル ⇒ 6,000 リットル (R6)
  - アルミマット 432 枚 ⇒ 700 枚 (R6)

#### 《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

防災資機材購入事業【総務】

エコアイランド構想事業【地域】

環境配慮型設備等導入促進事業補助金【地域】

天売和浦ポンプ場整備事業【上下】

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 道内の関係機関で構成する北海道防災会議における防災総合訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか流通事業者や運輸事業者など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置など救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。[国、道、町、民間]
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備にむけた取組を推進する。[国、道、町]

### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。[国、道、町]

### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察ヘリコプター映像伝送システムなどの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 消防団員数 羽幌 108 人 ⇒ 定数 110 人の充足に向けて取組を継続  
天売 40 人 ⇒ 定数 50 人の充足に向けて取組を継続  
焼尻 34 人 ⇒ 定数 45 人の充足に向けて取組を継続

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名  
防災対策事業【総務】  
防災資機材購入事業【総務】

## 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能の麻痺

### (保健所機能の充実)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]

### (避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 適温食や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上、感染症蔓延防止のための医療用防護服及びマスクの確保など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中などの避難所以外への避難者への対応方法を検討する。[道、町、民間]

### (被災時の保健医療支援体制の強化)

- 災害時における病院機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用医療資機材の整備を促進する。[国、道、町、民間]

### (災害時における福祉的支援)

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、町、民間]

#### 《指 標》

- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率  
1期 85.7%      2期 100.0% (R1)  
⇒ 1期、2期ともに国の目標である95%以上を維持する。
- ・ 医療用防護服      100着 (R2)      ⇒      300着 (R6)
- ・ N95規格マスク      0枚 (R2)      ⇒      300枚 (R6)

#### 《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

防災対策事業【総務】

防災資機材購入事業【総務】

予防事業【健康】

### 3 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練などを通じ、職員の参集範囲や指揮室各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国、道、町]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。[国、道、町]

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 業務継続計画の整備を促進し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。[町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定に向けた取組を推進するとともに、情報システムの機能維持のための取組を促進する。[道、町]

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。[道、町]

##### 《指 標》

- ・ 役場庁舎の耐震化率 0% (R1) ⇒ R14 年度実施予定
- ・ 消防署の耐震化率 0% (R1) ⇒ R14 年度実施予定

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

防災対策事業【総務】

防災資機材購入事業【総務】

役場庁舎建替等検討事業【総務】

庁舎等管理事業【総務】



## 4 ライフラインの確保

### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、地域との調和を図りながら関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]

#### (石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[国、道、町、民間]

#### 《指 標》

- ・再生可能エネルギー導入量（天売小中学校）
  - [発電分野] 設備容量 14.8kw (R1)
  - 発電電力量 9,935kwh (R1)
  - ⇒ 適切な管理により発電量を維持する。
  - [熱利用分野] 熱量 2.0254GJ (R1)
  - ⇒ 適切な管理により熱量を維持する。

《推進事業》※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

防災対策事業【総務】

エコアイランド構想事業【地域】

環境配慮型設備等導入促進事業補助金【地域】

## 4-2 食料安定供給の停滞

### (食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う北海道の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]

### (食料品の販路拡大)

- 災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]

### (農産物の産地備蓄の推進)

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を促進する。[国、道、町、民間]

#### 《指 標》

- ・ 農業就業人口 308名 (H27) ⇒ 現状を維持する。(R6)
- ・ 水田における農地の大区画化 (1ha以上) の割合 約60% (R1)  
⇒ 約65% (R6)

#### 《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

畜産担い手育成総合整備事業【農水】  
農業農村整備事業【農水】  
中山間地域等直接支払交付金事業【農水】  
農業経営所得安定対策等推進事業【農水】  
農山漁村活性化整備対策事業【農水】  
離島漁業再生支援交付金事業【農水】  
離島活性化事業【農水】  
浜の活力再生・成長促進交付金事業【農水】  
企業振興促進事業【商工】  
農林漁業の六次産業化促進事業【商工】

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### (水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した協定に基づき、復旧支援等を実施する。[国、道、町]

##### (下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道のBCPについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[国、道、町]

##### 《指 票》

- ・ 下水道BCPの策定状況 策定済 (H28)  
⇒ 必要に応じて見直しを行う。
- ・ 下水道ストックマネジメント計画の策定状況 策定済 (H30)  
⇒ 必要に応じて見直しを行う。
- ・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 38.9% (R1) ⇒ 45% (R6)

《推進事業》※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名  
合併処理浄化槽整備事業【町民】  
舗装修繕事業【建設】

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### (交通ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、隣接する町村と連結するアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路や避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]

##### (道路施設の防災対策)

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。[国、道、町]

##### 《指 標》

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画の策定状況 策定済 (H25 策定、R1 見直し)  
⇒ 必要に応じて見直しを行う。
- ・ 道路等の点検率 100% (H27) ⇒ 現状を維持する。(R6)
- ・ 橋梁の点検率 100% (R1) ⇒ 現状を維持する。(R6)
- ・ 橋梁の補修状況 63 橋中 5 橋 (H27~R1) ⇒ 63 橋中 10 橋 (R6)

##### 《推進事業》※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50~)で示した所管課名

##### 舗装修繕事業【建設】

##### 橋梁長寿命化事業【建設】

##### 農業農村整備事業【農水】

##### 林道維持管理事業【農水】

## 5 経済活動の維持

### 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本道への移転、立地に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]

《指 標》

・リスク分散による企業立地件数 0件 (H27~R1) ⇒ 1件 (R6)

《推進事業》※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50~)で示した所管課名  
企業振興促進事業【商工】  
農林漁業の六次産業化促進事業【商工】

## 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

### (港湾の機能強化)

- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。[国、道、町]
- 事業継続計画について、早期策定に努めるとともに、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。[国、道、町]

### (陸路における流通拠点の機能強化)

- 陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であるが、被災した場合の代替機能の確保が困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。[国、道、町、民間]

#### 《指 標》

- ・羽幌港港湾BCPの策定 未策定(R1) ⇒ 早期策定に努める。

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

舗装修繕事業【建設】

橋梁長寿命化事業【建設】

港湾整備事業【建設】

## 6 二次災害の抑制

### 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

#### (ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進するとともに、防災重点ため池についてハザードマップの作成を促進する。[国、道、町]
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。[国、道、町]

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名  
農業農村整備事業【農水】

## 6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

### (森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 町有林における人工林の面積 514ha (H30) ⇒ 現状を維持する。
- ・ 農地、農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 4件 (R1) ⇒ 現状を維持する。

#### 《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名

農業農村整備事業【農水】  
多面的機能支払事業【農水】  
有害鳥獣駆除対策事業【農水】  
森林整備事業【農水】  
民有林除間伐奨励事業【農水】  
未来につなぐ森づくり推進事業【農水】  
町有林管理事業【農水】  
林道維持管理事業【農水】  
天売島共生保安林管理事業【農水】



## 7 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、災害廃棄物の処理に関する体制の構築に努める。[国、道、町]

#### (地籍調査の実施)

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1) ⇒ 早期の策定に努める。
- ・ 地籍調査進捗率 50.4% (R1) → 59% (R6)

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名  
地籍調査事業【建設】

## 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]

### (行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。[国、道、町]

### 《指 標》

・ 町内建設業就業者の構成比 7.3% (H27) ⇒ 現状を維持する。(R6)

《推進事業》 ※末尾の【 】内は別表「羽幌町強靱化のための推進事業一覧」(P50～)で示した所管課名  
防災対策事業【総務】

## 第5章 計画の推進管理

---

### 1 計画の推進期間等

---

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年度から令和6年度まで）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

---

#### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

##### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、羽幌町強靱化の継続的な改良を図っていく。

## 【別表】 羽幌町強靱化のための推進事業一覧

・第4章の「羽幌町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧」において記載している推進事業の末尾には以下の所管部局名の略称を記載。

総務課：【総務】 地域振興課：【地域】 財務課：【財務】 町民課：【町民】  
 福祉課：【福祉】 健康支援課：【健康】 商工観光課：【商工】 農林水産課：【農水】  
 建設課：【建設】 上下水道課：【上下】 学校管理課：【学校】 社会教育課：【社教】  
 天売支所：【天売】 焼尻支所：【焼尻】

・当該事業の事業実施主体を推進事業名の末尾に〔 〕書きで記載。

・当該事業が複数の小事業で構成されている場合には、事業概要の【 】内に小事業名を記載し、小事業ごとに事業概要を記載。

所管部局名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
総務課	防災対策事業【町】	災害に対する予防、応急対応及び復旧等の各種対策を実施し、町民の生命、身体及び財産を自然及び事故災害から保護する。	1-1、1-2 1-3、1-4 1-7、2-2 2-3、3-1 4-1、7-2
	防災資機材購入事業【町】	災害時の応急活動に必要な資機材を整備し、緊急時における体制づくりの充実を図る。	1-6、2-1 2-3、3-1
	防災情報伝達システム整備事業【町】	住民等への災害情報の伝達に必要なシステムの整備を促進するとともに、災害情報伝達手段の多重化を促進するための機能強化などの体制を整備する。	1-7
	役場庁舎建替等検討事業【町】	役場庁舎の老朽化、耐震機能の不足など現庁舎の抱える問題を解消するため、施設のあり方について建替も含め検討を進める。	3-1
	庁舎等管理事業【町】	庁舎施設の維持及び突発的な設備等の故障などに対応し、役場庁舎を適切に維持管理する。	1-1、3-1
	北海道防災行政ネットワーク更新整備事業【町】	道が主体となって整備するネットワーク機器等更新整備費の一部を負担する。	1-7
地域振興課	民間賃貸集合住宅建設促進助成事業【町】	民間賃貸集合住宅を建設する個人又は法人に対し、その費用の一部を助成することにより、良質な賃貸住宅の建設を促進する。	1-1
	情報通信基盤施設管理運営事業【町】	離島地区と市街地区との情報通信格差の解消を図るために整備した離島地区情報通信基盤施設の管理運営を適切に行う。	1-7
	エコアイランド構想事業【町】	<b>エコアイランド構想事業</b> 天売島、焼尻島の特性に合った再生可能エネルギーとして、特に風力、太陽光及び太陽熱の自然エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消を目指す。 <b>【環境配慮型設備等導入促進事業補助金】</b> 環境に配慮した循環型社会の実現に向けた地域づくりを推進するため、再生可能エネルギーを導入する者に対して助成する。	2-1、4-1 2-1、4-1
町民課	合併処理浄化槽整備事業【町】	公共用水域の生活排水による水質汚濁防止の観点から、下水道計画区域を除いた町内全域を対象に合併処理浄化槽の普及促進を図るため、設置工事費の一部を補助する。	4-3
	公営住宅建設事業【町】	耐用年数を越える老朽化した団地について建替えを進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を推進する。	1-1
福祉課	老人福祉センター整備事業【町】	老朽化が進んでいるため、有効活用及び効率的な維持管理を図るため整備する。	1-1
健康支援課	天売高齢者支援センター整備事業【町】	老朽化が進んでいるため、有効活用及び効率的な維持管理を図るため整備する。	1-1
	予防事業【町】	母子保健業務、定期予防接種、各種検診業務を実施し、町民の健康維持及び増進に寄与することを目的とする。	2-3
建設課	道路事業 国補助事業名 ・防災安全交付金【道・	<b>道路事業</b> 道路施設（除排雪含む）等の維持管理業務を行う。 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ご	1-1

	町] ・社会資本整備総合交付金〔道・町〕 ・道路メンテナンス事業補助〔道・町〕	との長寿命化計画等に基づき補修等を行う。	
		【舗装修繕事業】 対策が必要となっている箇所について舗装路面の補修を行い第3者被害の防止を含め、道路交通の安全を確保する。	<u>1-2、1-3</u> <u>1-4、1-7</u> <u>4-3、4-4</u> <u>5-2</u>
		【除排雪事業（車両購入含む）】 歩行者や車両が安全に通行できるよう、管理道路の除排雪を行う。また、除雪車両について、購入から年数が経過している車両は、計画的に更新を行う。	<u>1-5</u>
		【橋梁長寿命化事業】 長寿命化計画に基づき、適切な補修を行い、橋梁の長寿命化とコスト削減を図り、将来に渡り安全・安心な道路網を確保する。	<u>1-2、1-3</u> <u>1-4、1-7</u> <u>4-4、5-2</u>
	港湾整備事業〔町〕	地域経済を支える基幹的なインフラ施設である港湾（羽幌港、焼尻港、天売港）について、適切な維持管理（修繕等）を行う。また、防災機能の充実を図るなど、災害発生時にも安全な生活を守ることができる港湾整備を目指す。	<u>5-2</u>
	地籍調査事業〔町〕	各種法令・省令等に基づき地籍の明確化を行い、土地行政諸般の基礎資料とするとともに、課税の公平化や土地紛争防止、その他調査結果を多目的に利用する地籍調査を行う。	<u>7-1</u>
上下水道課	天売和浦ポンプ場整備事業〔町〕	平成2年に建設し老朽化が進んでおり、改築を必要としている状態であるが、水道水の供給は島民の生活の基盤となるものであり、必要不可欠であることから、計画的な整備により施設の適正な維持管理を図り、安全かつ安定した供給を継続するもの。	<u>2-1</u>
農林水産課	畜産担い手育成総合整備事業〔町〕	畜産基盤である草地について、牧草の栄養価の減少や収量低下への影響が出ている農地に土壌改良及び更新等を行うことで、乳質の向上や乳量の増加につなげ経営改善を図るもの。	<u>4-2</u>
	基幹水利施設管理事業〔町〕	農業用基幹水利施設である羽幌二股ダムについて、地域の農業情勢及び社会情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させるもの。	<u>1-4</u>
	国営造成施設管理体制整備促進事業〔町・その他〕	農業水利施設の持つ多面的機能の発揮や環境及び安全に配慮した管理の高度化・複雑化への対応を行い、農業水利施設の管理体制整備を図るもの。	<u>1-4</u>
	農業農村整備事業〔町〕	用排水施設の経年劣化やほ場の排水性の不良等により、水害や湿害が発生し農作物被害が発生しているため、農業生産基盤整備を早急に総合的に実施することで、生産性の向上と農業経営の安定を図ることにより地域農業の振興を図るもの。	<u>4-2、4-4</u> <u>6-1、6-2</u>
	中山間地域等直接支払交付金事業〔町〕	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落を単位に農用地を維持・管理するために協定を締結し、農業生産活動等に対し面積に応じて交付金を交付するもの。	<u>4-2</u>
	農業経営所得安定対策推進事業〔町〕	米の直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金等の経営所得安定対策を円滑に実施するためのもの。	<u>4-2</u>
	多面的機能支払事業〔町〕	農地、農業用施設等及び農業環境保全向上等の資源を守る協同活動に対して支援及び推進を行い、地域振興と農業の持続的発展を図るもの。	<u>6-2</u>
	農山漁村活性化整備対策事業〔町〕	農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組を支援することにより農山漁村の活性化を図り、もって農山漁村の自立及び発展に寄与するため、農山漁村振興交付金を活用し農山漁村活性化整備対策事業を実施するもの。	<u>4-2</u>
	有害鳥獣駆除対策事業〔町〕	エゾシカやアライグマによる農林業被害が増加するなど、有害鳥獣の活動範囲は広域にわたっており、個別での対策では困難であることから、羽幌町鳥獣被害防止計画に基づき関係機関と協力して組織的、計画的に有害鳥獣の駆除を行う。	<u>6-2</u>
	森林整備事業〔町〕	森林整備事業 森林の有する国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を発揮させるため、森林整備の推進を図る。	<u>1-2、6-2</u>

		<p>【民有林除間伐奨励事業】</p> <p>森林整備の推進を図るため、除間伐等に係る事業費の一部を補助する。</p>	1-2、6-2
		<p>【未来につなぐ森づくり推進事業】</p> <p>造林事業の推進を図るため、人工造林に係る事業費の一部を補助する。</p>	6-2
		<p>【町有林管理事業】</p> <p>森林の有する公益的・多面的機能を発揮させるため、町有林の適切な整備を実施。</p>	1-2、6-2
		<p>【林道維持管理事業】</p> <p>森林施業及び木材搬出等の効率化・安全性向上を図るため、林道の草刈等実施。</p>	4-4、6-2
		<p>【天売島共生保安林管理事業】</p> <p>保安林の環境保全機能及び防止機能を高度に発揮させるため実施した共生保安林整備事業にて設置された施設の維持管理。</p>	1-2、6-2
	<p>離島漁業再生支援交付金事業【町】</p>	<p>離島の水産業・漁村が発揮する多面的機能の維持・増進を図るため、離島の漁業集落が実施する漁場の生産力の向上、漁業の再生に関する実践的な取組等へ支援を行う。</p>	4-2
	<p>離島活性化事業【町】</p>	<p>離島地区の事業者等が負担する戦略製品の輸送費負担を軽減し、地域産業の振興を促進させるため、海上輸送費の支援を行う。</p>	4-2
	<p>浜の活力再生・成長促進交付金事業【町】</p>	<p>浜の活力再生プランに位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等の支援を行う。</p>	4-2
商工観光課	<p>企業振興促進事業【町】</p>	<p>企業の振興を促進するため、本町で新たに事業を営む者又は既に事業を営んでいる者に対し必要な助成措置を行うことにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。</p>	4-2、5-1
	<p>農林漁業の六次産業化促進事業【町】</p>	<p>農林漁業の六次産業化を促進することが農林漁業者の所得の確保及び本町における雇用の増大にとって重要であることに鑑み、農林漁業の六次産業化の実施を支援するための措置を講ずることにより、本町の重要な産業である農林漁業の振興及び農林漁業経営の改善を図り、もって本町の経済社会の活力の向上に寄与することを目的とする。</p>	4-2、5-1
	<p>観光誘客推進事業【町】</p>	<p>羽幌町（中部三町村連携事業含む。）が実施するもののほか、観光協会その他関係団体が実施する観光誘客プロモーション事業を支援し、官民協働で取り組み地域一丸となって観光誘客を目指す。</p>	1-7
学校管理課	<p>天売複合施設建設事業【町】</p>	<p>天売島内にある「天売総合研修センター（内部に歯科診療室有）」及び「水産実習室」、「天売老人の家」は、昭和30年から40年代にかけてそれぞれ建設された施設であるが、年数経過に伴い各施設において老朽化が進んでいるため、これらの施設の有効活用及び効率的な維持管理を図るため、天売高校及び各施設の機能を集約した複合施設を整備し、乳幼児から高齢者までの様々な世代が集う施設として、世代を超えた交流及び地域産業の維持・活性化等、地域コミュニティの更なる醸成に努めるもの。なお、新たに整備する複合施設は「公民館その他集会施設」「地場産業施設」「診療施設」としての機能を有する。</p>	1-1、1-3
	<p>焼尻小・中学校建替え事業【町】</p>	<p>経年による老朽化が著しく、耐震化の必要性が極めて高い状況にあるため、校舎及び体育館を建て替えることにより、児童生徒に対する良好な学習環境の提供、安心安全な学校づくり、更には島民の防災拠点として機能向上を図るもの。</p>	1-1、1-3
	<p>学校関連施設管理事業【町】</p>	<p>町内各学校及び教職員住宅について、その耐震化、防災機能強化、老朽化対策等を含め、改修や建替等を検討し、適正な管理を行う。</p>	1-7

	<b>防災教育推進事業【町】</b>	教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発及び向上を図るため、実践的な防災訓練の実施（陸上自衛艇やボランティア団体等の関係機関を含む）や体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。	<u>1-7</u>
社会教育課	<b>公民館建替え事業【町】</b>	公民館旧館（旧児童会館）の老朽化に伴い、施設複合化等の検討を行うとともに建替計画（基本構想・基本設計・実施設計）を策定し、公民館機能の更なる充実を図る。	<u>1-1、1-3</u>
	<b>社会教育施設管理事業【町】</b>	社会教育（体育）施設設備等の計画的な改修等を検討し、適正な維持管理を行う。	<u>1-1、1-3</u>
焼尻支所	<b>焼尻総合研修センター建設事業【町】</b>	島内における主要な集会所として多くの島民に多目的に利用されているほか、災害時の避難所として位置付けられているものの、老朽化が著しくその対策が急務とされているところであるため、各種地域活動の場所として新たな施設を建設し、地域防災・地域福祉をはじめとする複雑多岐にわたる課題解決のための拠点づくりを図るもの。	<u>1-1、1-3</u>

## 羽幌町強靱化計画

発行 令和2年6月

編集 羽幌町地域振興課政策推進係

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

TEL 0164-68-7013 FAX 0164-62-1219

Mail [c-seisaku@town.haboro.lg.jp](mailto:c-seisaku@town.haboro.lg.jp)